

基補発 0601 第 1 号
令和 2 年 6 月 1 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、令和 2 年 6 月 1 日付け基発 0601 第 1 号（以下「局長通達」という。）により通知されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 社会復帰支援指導料

(1) 当該指導料は、傷病年月日から起算して療養期間が 3 か月以上となっている者について、傷病の状態に応じて、適切な時期に療養を終えることができ、早期の社会復帰が行われるように資するためのものである。

なお、再発の場合は再発年月日から療養期間が 3 か月以上の者とする
こと。

(2) 算定は、原則同一傷病労働者につき、1 回に限り算定できるものとする
が、転医している場合は一医療機関につき 1 回に限り算定できるものとする
こと。

2 コンピューター断層診断の特例

他の医療機関でコンピューター断層撮影（磁気共鳴コンピューター断層撮影、血流予備量比コンピューター断層撮影及び非放射性キセノン脳血流動態検査を含み、健保点数表の「E-101-3 ポジトロン断層コンピューター断層複合撮影」及び「E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影」は含まない。）を実施したフィルムについて診断を行った場合は、初診料を算定した日に限り、従来より「E203 コンピューター断層診断」を算定できるこ

ととされているが、今般、再診時についても算定できることとしたものであること。